官報告示

官庁事項

甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関の登録事項の変更

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第77条の６の21の規定において準用する第77条の６の６の規定に基づく登録事項の変更の届出が次の者からあったので、同規則第77条の６の21の規定において準用する第77条の６の16第２号の規定に基づき公示する。

平成 25 年８月 19 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１．登録講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　甲種危険物等取扱責任者登録学科講習実施機関第４号
　一般財団法人関門海技協会
　代表理事　大神　　肇
　山口県下関市東大和町二丁目３番25号
２．変更のあった事項
　代表者の氏名
　　変更前：代表理事　来島　　惇
　　変更後：代表理事　大神　　肇
３．変更のあった日　平成25年６月28日
４．変更の理由　代表者交代のため。

安全担当者登録講習実施機関の登録事項の変更

船員労働安全衛生規則（昭和39年運輸省令第53号）第81条の規定に基づく登録事項の変更の届出が次の者からあったので、同規則第91条第２号の規定に基づき公示する。

平成 25 年８月 19 日

国土交通大臣　太田　昭宏

１．登録実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
　安全担当者登録講習実施機関第４号
　一般財団法人関門海技協会
　代表理事　大神　　肇
　山口県下関市東大和町二丁目３番25号
２．変更のあった事項
　代表者の氏名
　　変更前：代表理事　来島　　惇
　　変更後：代表理事　大神　　肇
３．変更のあった日　平成25年６月28日
４．変更の理由　代表者交代のため。

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了

人事院規則８―12―９（人事院規則８―12（職員の任免）の一部を改正する人事院規則）の規定による改正前の人事院規則８―12（職員の任免）第14条第１項の規定に基づき、下記に掲げる採用試験の結果に基づいて作成された採用候補者名簿の有効期間は、平成25年８月18日をもって満了した。

平成 25 年８月 19 日

人事院人材局企画課長　赤穂　敏広

記

平成23年度国税専門官採用試験
平成23年度労働基準監督官採用試験

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

一　件名　十和田ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会
二　期日　平成二十五年九月十八日　午後二時から
三　場所　十和田商工会館五階大会議室（青森県十和田市西二番町四番十一号）
四　事案の要旨
　１　一般ガス供給約款の変更（未普及供給区域の見直しによる供給区域の一部減少。）
　２　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）並びに十和田ガス株式会社（青森県十和田市大字赤沼字下平五七七番地）において閲覧に供する。
五　その他
　１　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すること。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した東北経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「十和田ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十五年九月三日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。
　２　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「十和田ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十五年九月三日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。
　３　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。
　４　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）
　　（郵便番号）
　住　所
　　（電話番号）
　職　業

十和田ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
１　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
２　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
３　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

八月十五日（木）
　○１般案件（抜粋）
１、彬子女王殿下のチリ国御訪問について（了解）
（宮内庁・外務省）

機械受注統計調査報告（平成25年６月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成23年４月調査より、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に準拠して、需要者分類を変更した。なお、公表については季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による。この間、新分類による計数は統計表のなかで参考表章する。また、機械分類の「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外した。